

「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」の一部改正案に対する意見募集結果

意見提出者	意見（全文）	考え方
社団法人 衛星放送協会	<p><箇所> 第二十八条第二項第一号</p>	<p>今般の意見募集に係る指針の一部改正案に対する賛成意見と考えます。</p>
	<p><意見> 対応は可能と考え賛成します。</p>	
	<p><箇所> 第二十八条第二項第二号</p>	<p>本規定は、受信情報取扱事業者に対して法的義務を課すものではありません。委託関係は事業活動の中で変動すること等を考慮すると、全ての事例において委託の有無及び委託する事務の内容を明らかにすることは困難な面もあると考えられるため、個々の受信情報取扱事業者において可能な範囲での取組みを求めるものです。</p>
	<p><意見> 個人情報を取得する個々のケースに於いて委託の有無並びにその事務の内容を明らかにすると個人情報を取得後委託の有無・内容に変更が生じた場合同意の取り直しが必要となり実務的に重大な支障を来すことが危惧されるので反対します。</p>	
	<p><箇所> 第二十八条第二項第三号</p>	<p>今般の意見募集に係る指針の一部改正案に対する賛成意見と考えます。</p>
	<p><意見> 対応は可能と考え賛成します。</p>	

	<p><箇所> 第二十九条第四項</p>	<p>本規定は、認定個人情報保護団体の機能強化により、受信者情報取扱事業者における取組みを支援することを目的とするものです。</p> <p>例えば、漏えい等が発生した際に、受信者情報取扱事業者が認定個人情報保護団体に報告を行うことによって、</p> <p>①当該事案に関して認定個人情報保護団体に寄せられる苦情について、当該団体が円滑に処理を行うことが可能となる</p> <p>②当該団体から、過去の事例等も踏まえたアドバイス・サポート等につながる情報提供を受けることができる</p> <p>など、事案の早期かつ円滑な解決につながることを期待されるものであり、対象事業者にとってもメリットのあるものと考えます。</p>
	<p><箇所> 第三十一条</p> <p><意見> 是非その様な具体的な事例を示した文書の作成、公表をお願いします。</p>	<p>総務省では、従来から指針の「解説」を作成し公表してきたところですが、指針においてその位置付けを明確にし、指針との間の相互参照を容易にするため、第31条を新設するものです。</p> <p>なお、今般の改正に併せて解説を改訂し、報道発表することとしています。</p>